

3. 内部統制の重大な不備

No.	事案	不備の概要と影響	不備の原因	不備の区分	重大な不備とした理由	是正の状況
1	公用車のカーナビに係るNHK放送受信契約の未契約	全国の自治体においてNHK放送受信契約の契約漏れが判明していることを受け、全庁調査を実施したところ、テレビ放送が受信可能な公用車のカーナビについて、9課室28公所及び警察38所属で未契約受信機が確認され、合計193台20,521,811円が未契約であったもの。	NHK放送受信契約については、例年、テレビ受信機のほか、公用車のテレビ受信機能付きカーナビも含めて、各所属の担当者が確認の上、庁舎ごとに契約を締結しているが、一部の所属において、公用車のテレビ受信機能付きカーナビについての認識が誤っていたため、未契約が生じたもの。	☒ 整備上 ☐ 運用上 該当不備は、公用車のテレビ受信機能付きカーナビも含めて、テレビ受信機の確認を求める適正な周知を行い、各所属で正しい認識を持つこと、取りまとめ所属でチェック体制の整備が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	不適切な事務処理により、適切な時期に受信料が支払われなかったことから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。	☒ 是正済 ☐ 対応中 総務部において、NHKと未契約金額を確認精査し、契約手続きの協議後、各予算主務課において受信料の予備費充用等の予算措置を行うとともに、受信契約を締結の上、受信料の支払いを行うよう取扱い通知を発出し各所属にて支払いを行った。 再発防止としては、各所属において、総務部長通知に基づき、再発防止等を講じ、今後は、全庁を対象とした契約状況調査を定期的の実施し、適切な契約処理が行われているかを確認していくこととする。

2	県庁県民駐車場の料金システム誤設定	県庁県民駐車場の料金について、令和7年12月29日から同月31日の料金システムの設定を誤り、本来、休日料金で請求すべきところ、平日料金を請求したため、合計301台116,600円の過徴収となったもの。	令和7年3月に県庁県民駐車場の機器を更新した際、管理委託業者において、第2駐車場の機器について、年末年始の休日設定の入力を失念していた。 令和7年12月29日に、第2駐車場の利用者からの連絡を受けて委託業者が機器の設定を変更しようとしたが、修正設定を誤り、平日設定を継続してしまった。 さらに、同日に、本来は設定変更の必要が無かった第1駐車場の機器に誤った設定変更を行ってしまい、翌30日にも作業ミスを繰り返したため、結果的に、第1駐車場及び第2駐車場の両方で12月29日から同月31日の午後3時45分まで平日設定が継続されてしまったもの。	☒ 整備上 ☐ 運用上 委託業者にて料金システムの設定内容を複数の目によりチェックする体制や、県で委託業者から設定内容の確認を受ける等の県と業者間でのチェック体制の整備が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	料金システムの設定誤りにより、利用者から計301台分の駐車料金を過徴収したことから評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させしくは実際に失墜させたもの」に該当する。	☐ 是正済 ☒ 対応中 県庁県民第1駐車場、第2駐車場及び県庁1階事前精算機に、返金等に係るお知らせを掲出するとともに、管財課のホームページに同様のお知らせを掲載し、連絡が取れた利用者の方にはお詫びの上、委託業者から順次返金処理を行っている。 再発防止としては、委託業者に対し、機器マニュアルの確認など、社員教育の徹底等について要請した。 委託業者においては、休日設定を行う際は、複数の社員で確認するとともに、設定内容を県へ提出し、県による確認検査を受けるなどの再発防止を徹底することとしている。 県では、管理受託者による業務履行に関し、確認検査等を通じて、適正な執行を適切に確認していくこととする。
---	-------------------	---	---	--	---	--

3	感染症予防事業費等国庫補助金の交付申請漏れ	令和7年度に実施した風しん抗体検査事業について、感染症予防事業費等国庫補助金の対象事業であったものの国への交付申請漏れが発生し、同事業で認められている事業費の2分の1に相当する補助金1,381,000円の満額交付を受けることができなかったもの。	風しん抗体検査事業の補助金は特定感染症検査等事業の交付申請にて、他複数の事業とまとめて交付申請をしているが、他事業と共に取りまとめた際に、風しん抗体検査事業の所要額の計上が漏れたもの。	☒ 整備上 ☐ 運用上 該当不備は、補助金の交付申請に向けて、事業担当や取りまとめ担当等の複数人で、該当不備をチェックする体制が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	交付申請の漏れにより、本来交付を受けるべき額のうち一部が交付されず、不足分については一般財源から充当したことから、評価要領第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。	☒ 是正済 ☐ 対応中 事案を確認後、厚生労働省と相談し、特定感染症検査等事業の他事業で発生した不用額及び、一般財源を充当し風しん抗体検査事業に必要な事業費1,381,000円を確保した。 再発防止については、予算の管理表を作成し、国費の交付申請や補正予算時に誤りがないか複数名で確認を徹底し、申請漏れを防止することとした。
4	行政財産の目的外使用に係る使用料の算定誤り	宮城県障害者福祉センターにおいて、障害福祉団体に貸し出している事務室と倉庫(1団体2件)の使用料について、新館の台帳価格で算定すべきところ	当該センターは昭和52年建設の「障害者福祉センター(旧館)」と昭和58年建設の「障害者福祉センター(新館)」の2棟があり、廊下で接続した一体利用を行っている。	☒ 整備上 ☐ 運用上 該当不備は、管理を行う台帳に新館と旧館の区分を明記することや、複数人でチェック	算定誤りにより、使用料を過少に徴収していたこと、5年の時効により使用料の一部が徴収不能となったことから、評価要領第2条	☐ 是正済 ☒ 対応中 対象団体へ経緯の説明及び謝罪を行い、対象団体から過去5年分の153,440円について令和7年度から令和11年度

		る、旧館の台帳価格で算定し、徴収していたため、過年度分の使用料を本来より少ない額で徴収していたことが判明したもの。 事務室については平成13年度から、倉庫については令和元年度から使用許可を行っており、当時から誤った算定をしていたことが想定される。過去5年分153,440円について請求したが、それ以前の275,180円については5年の時効により徴収権が消滅したもの。	今回の算定誤りは、使用許可の管理を行う台帳に新館・旧館の区分がなかったことから、本来、当該団体に貸与している「障害者福祉センター(新館)」の台帳価格に基づき算定すべきところを、誤って「障害者福祉センター(旧館)」の台帳価格に基づき使用料を算定していたものである。	できる体制が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。	にかけて追加で徴収することとした。 再発防止については、使用許可の管理を行う台帳に新館・旧館の区別を明記するとともに、使用許可時及び使用料算定時に財産台帳の写しを添付する等複数人でチェックできる体制を確保した。
5	心身障害者扶養共済制度における掛金未納に係る債権額のシステム間の不整合	掛金未納に係る収入未済の取組を重点的に進める中で、心身障害者扶養共済制度における掛金未納額について、心身障害者扶養共済システムと財務システムの数値を突合したところ、債権額に不整合615,550円が生じていたことが判明し、そのうち、計4名、計119,330円の二重	システム間の不整合については、過去の詳細な処理記録が残っていないことから明確な原因の特定には至っていないが、加入者の脱退や掛金免除等に伴い、過大に調定した金額を財務システムから削除すべきところ、その処理を失念していたことが原因として考えられる。 掛金の二重払いについては、毎月の掛金の支払いのために	☒ 整備上 ☐ 運用上 該当不備については、過去の詳細な処理記録を残す等適切な業務管理を行い、システム間で数値の突合作業によるチェック体制が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	システム間の不整合等により、掛金未納に係る収入未済額を正しく管理できておらず、債権者に二重払いを発生させたことから、評価要領第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じ	☒ 是正済 ☐ 対応中 システム間で不整合となっている496,220円について、過去の処理記録がなく原因特定が困難であり、実際に債務者が存在するものではないことから、不納欠損処分の上、計数整理を行った。また、二重払いの該当者に対して、還付手続きの案内を発出し、速やかに支払を行った。

		払い（過大徴収）が判明したもの。	納入通知書を送付しているが、紛失等の理由により債務者の求めに応じて納入通知書を再発行するケースがあり、2つの納入通知書により支払いが行われたものと考えている。		させたもの」に該当する。	再発防止については、現在の対応状況や引継ぎ後に対応が必要になる業務について、確実な引継ぎを実施するとともに、両システムの収入未済額や調定状況について、定期的に複数人による確認作業を行う。
6	予算の二重計上	みやぎ産業交流センターの施設修繕事業において、同一工事について令和5年度予算と令和6年度予算が二重に計上されたもの。 令和6年度予算の要求時点で令和5年度予算を減額補正すべきところ、減額補正せずに翌年度に繰り越され決算を迎えたため、令和6年度決算において1億117万円の不用額が発生した。	本件工事は2か年を要することから、令和5年度当初予算要求において、令和5年度分の現年予算と令和6年度分の債務負担行為をセットで計上すべきところ、令和5年度の単年度事業として現年予算のみ要求し、要求通り予算計上された。 しかし、令和5年度当初予算に計上された内容のままでは事業が執行できないことから、令和6年度当初予算に改めて令和6年度分の現年予算と令和7年度分の債務負担行為をセットで要求し、要求通り予算計上されたところであるが、この時、令和5年度予算を減額補正すべきところ、これを行わず、繰越手続を行ったため、令	☒ 整備上 ☐ 運用上 該当不備は、事業担当課での予算に関する知識の充実を図るとともに、取りまとめ担当において、該当不備をチェックする体制が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	予算要求の誤りにより、約1億円の不用額が発生し、適切な予算管理がされなかったことから、評価要領第2条(5)ロ「社会的信頼・信用・名誉を著しく失墜させる蓋然性の高いものもしくは実際に失墜させたもの」に該当する。	☒ 是正済 ☐ 対応中 事案を確認後、速やかに関係部署へ報告するとともに同様の事案がないことを確認した。 再発防止については、各業務の進捗管理表を作成し、管理監督職員が定期的に確認することとしたほか、新年度予算の編成過程においても、現年度事業の進捗管理表との照合により、予算の重複を防止することとした。

			和6年度において予算が二重に計上された状態となった。			
7	親睦会費の 着服	班の親睦会の会費について、会計を担当する職員が当該親睦会の預金口座から複数回にわたって計431,000円を出金し、私的に利用していた。	親睦会の通帳及びキャッシュカードが、会計を担当する職員の施錠ができない引き出しに保管されていた。また、キャッシュカードの暗証番号がカードケースに記載されており、誰でも出金できる状況となっており、定期的な通帳の記帳は行っていなかった。 なお、当該親睦会は規約がなく、役員や監事も置いていない状態だった。	☒ 整備上 ☐ 運用上 該当不備は、親睦会に関する明確なルールを定め、通帳等の取扱いや管理の方法について、該当不備をチェックする体制が十分に構築されていれば防止できた事案であることから、整備上の不備とする。	親睦会費の不適切な管理により、その親睦会に所属する職員の給与から控除された会費が私的に利用されたことから、評価要領第2条(5)イ「県の組織と職員及び県組織外の第三者に多大な金銭・物的損害を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」に該当する。	☒ 是正済 ☐ 対応中 不適切な出金をした金額については全額返金され、班親睦会に属する職員に還付した。また、当該親睦会の会費徴収は停止し親睦会を解散した。 再発防止策については、所に属する他の二つの親睦会について、通帳と印鑑の管理の徹底を改めて行った。また、公私を問わず、自らの行動が県民の信頼に大きな影響を及ぼすことを強く認識し、公務員としての自覚を持って行動するよう、職場会議などを通じ所属内で指導した。 管理監督者は、日頃から積極的に職員とのコミュニケーションをとるなど、所属職員の心身の状態や経済的な悩みに注意を払うことにより、再発防止を図っていくこととした。